

質問回答書

回答日: 令和8年6月22日

案件名称: 外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	2	2.2.1	項番10について、本調達是新規手配となる為、既存機器の撤去は含まれていない認識です。こちらについて是对応不要な認識で問題ございませんでしょうか。	ご認識のとおり、既存機器の撤去は本調達の対象外です。なお、本契約により導入する機器については、回線利用廃止の際に、受注者による撤去が必要となります。
2	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	2	2.2.1	図表2-1-1 成果物一覧、項番10 データ消去証明書、廃棄証明書について、概要に記載されている内容は、提供を想定する機器にデータ保持機能を持ち合わせている場合における廃棄方法のように読み取れます。本調達で提供する機器がデータ保持をする機能を持ち合わせていない場合、本項目記載の証明書の提出は不要と捉えておりますが相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	2	2.1.2	回線敷設が可能かどうか回線業者へ確認を行う必要がございます。こちらに伴い、中央情報処理センター第二別館の住所をご共有いただくことは可能でしょうか。	所在地は大阪市北区ですが、詳細な住所は落札者にのみお知らせします。
4	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	3	3.1.	図表3-1-1の受注者作業項目の「疎通確認」の内容としては、「事前検証」と同義という認識で問題ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	7	7.3. (6)	回線キャリア側の通知案内時期に依存する為、2か月以上前に貴市へご連絡の保証ができませんが、こちらについては許容いただける認識で問題ございませんでしょうか。	原則として、仕様書に記載のとおり、メンテナンス等の通知は実施の2か月以上前に行ってください。ただし、緊急メンテナンス等やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合であっても、事前に本市担当者へ連絡し、承諾を得てください。
6	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	7	7.9.	下記文章について、回線のキャリア冗長をご検討いただくなどの別途有償でのご案内といった認識で問題ございませんでしょうか。 (障害が頻繁に発生する可能性があるものについては、予防処置を施すこと)	本市において追加の費用が生じないよう、受注者の責任において実施してください。ただし、受注者の責に帰さない事由に起因する場合はこの限りではなく、内容を整理の上、別途協議とします。
7	外部接続集約ネットワーク用インターネット通信サービス利用(長期継続)調達仕様書	3	3.1. 導入スケジュール	「回線提供準備」の期間が9月～11月となっておりますが、現地調査を事前に実施させていただくことは可能でしょうか。 現地調査後に回線の提供納期が判明しますため、可能であれば早い段階で調査させていただきたいという意図での質問となります。	現地調査については契約締結後の実施となります。なお、所在地は大阪市北区です。

項 番	資料名称	該当 頁	該当項目	質 問 内 容	回 答
8	外部接続集約ネットワーク用インター ネット通信サービス 利用（長期継続）調 達仕様書	3	3.1. 導入スケジュール	仮に恒久回線の敷設が期日までに間に合わなかった場合、一時的な代替回線の用意やペナルティ費用の支払いにて許容頂けますでしょうか。	本件は回線入替であり、代替回線を用いた暫定提供を行う場合、本市側でネットワーク事業者による切替作業等が追加で必要となり、追加費用・追加工数が発生し得ます。このため、恒久回線は利用期間の始期までに開通させることを前提に対応してください。 やむを得ない事由により遅延のおそれが生じた場合は、契約書第12条に基づき直ちに報告のうえ、影響範囲、復旧見込み、暫定措置案を提示し協議してください。なお、暫定措置により本市側に追加作業・追加費用（ネットワーク事業者対応を含む）が発生しないこと、また恒久回線への切替を含む一連の対応を受注者の責任と費用負担で実施できることが協議の前提となります（仕様書3.7、契約書第1条4項、第9条）。 また、受注者の責めに帰すべき事由により利用期間の始期に利用できない場合、本市は契約書第13条に基づき延滞違約金を請求できるとされていますが、代替回線の用意や延滞違約金の支払いをもって遅延を一律に容認するものではありません。
9	外部接続集約ネットワーク用インター ネット通信サービス 利用（長期継続）調 達仕様書	4	4.1. 仕様（5）	「用意する回線終端装置等については、本市の指定する方法によりラベルを用意し、貼付すること。」について、具体的にどのような方法を想定されておりますでしょうか。	ラベルテープに必要な事項を印刷し、回線終端装置に貼付することを想定しています。
10	外部接続集約ネットワーク用インター ネット通信サービス 利用（長期継続）調 達仕様書	5	6.4. 敷設工事等作業	回線終端装置の設置場所については、現地調査の際に、現地担当者様から作業員に対して指示していただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	外部接続集約ネットワーク用インター ネット通信サービス 利用（長期継続）調 達仕様書	5	6. 構築役務（工事） 要件	ケーブル敷設場所は弊社指定施工会社で敷設できる前提でよろしいでしょうか。 ※指定工事会社やハウスクーブルではない	ハウスクーブル及び指定業者はありませんので、貴社指定の施工会社により敷設していただいて差し支えありません。
12	外部接続集約ネットワーク用インター ネット通信サービス 利用（長期継続）調 達仕様書	8	7.9. 障害管理	3行目以降に「また、障害復旧に関する進捗管理や、関係者への各種調整を行うと共に、本市担当者への定期報告も実施すること。」とございます。この「定期報告」は、障害発生時の定期報告という認識でよいでしょうか。 ※月次報告にあたるものではないという認識ですが正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。